

諮問番号：諮問第 39 号

答申番号：答申第 39 号

答申書

第 1 審査会の結論

糸島市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく平成 29 年 1 月 24 日付けの保護支給決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消し（変更）を求める。給付要否意見書（所要経費概算見積書）を提出しているにもかかわらず、医療移送費が支給されない。

また、医療移送費請求に当たって、無効切符を求めることをやめ、領収書で手続きができるようにすること、及び審査請求人の世帯に支給された医療移送費に関して明細を開示することを求める。

処分庁の対応が悪く、電話での会話を記録しているというが、開示要求をしても聞かせてもらえない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分において、医療移送費が支給されていないことに違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

1 本件処分において、医療移送費が支給されていないことについて

処分庁においては、医療移送費は、一般的に、受診日の属する月の翌々月の保護費定例支給日に支給される。審査請求人の世帯の場合は、給付要否意見書及び領収書等の挙証資料が提出されれば、処分庁は、随時審査を行い、支給可能なものについては、定例支給日に限らず支給していることが認められる。したがって、本件処分が、医療移送費を支給しないことを決定したものとは認められない。

また、審査請求人世帯の平成 28 年 12 月及び平成 29 年 1 月の受診については、順次医療移送費が支払われていることが認められ、これら以外に、申請したにもかかわらず支給されていない医療移送費があるのか、あるとすればそれはいつの受診に係る医療移送費であるのか等について、審査請求人から具体的な主張はない。

以上のことから、本件処分において医療移送費の支給がないことをもって、本件処分を違法又は不当なものということとはできない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、医療移送費の支給に関し、処分庁が、福岡市営地下鉄の領収書ではなく無効切符の添付を求めることをやめること、支給された医療移送費に関してその明細を開示すべきこと等についても主張しているが、それらの主張は、具体的な処分に対する不服ではなく、本件審査請求の対象とはならない。

以上のとおり、本件処分は、法令及び国からの通知に基づき行われたものであり、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件処分に関する審査請求については理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 10 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 11 月 7 日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、審査請求書中の「審査請求の趣旨」として「一時扶助（病院通院のための交通費）の変更を求める」と、「審査請求の理由」として「給付要否意見書（所要経費概算見積書）を提出しているにもかかわらず病院通院に必要な交通費を支給されない」等と記載している。仮に、本件審査請求の趣旨が本件処分の変更を求めるものであるとすると、本件の審査庁は、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもないから、行政不服審査法第46条第1項ただし書きの規定により、審査庁は、本件処分を変更することはできない。

他方で、本件審査請求の趣旨が本件処分の取消しを求めるものであるとすると、仮に審査庁が本件処分を取り消した場合には、審査請求人は、本件処分によって支給される保護費を支給されないこととなるのであって、審査請求人には、本件処分の取消しを求める利益はないというべきである。

そこで、以下では、審査請求人の不服の本体は、審査請求人が通院に要した交通費が医療移送費として支給されなかった点にあると解した上で、医療移送費を支給せずに行われた本件処分が、当該医療移送費の不支給を理由に取り消されるべきか否か、すなわち、本件処分において、審査請求人の求める医療移送費が支給されていないことに違法又は不当な点はないかということについて判断する。

事件記録によれば、処分庁においては、医療移送費は、一般的に、受診日の属する月の翌々月の保護費定例支給日に支給される場所、審査請求人の世帯の場合は、給付要否意見書及び領収書等の医療移送費に係る挙証資料が提出されれば、処分庁は、随時審査を行い、支給可能なものについては、定例支給日に限らず支給していることが認められる。これは、法令及び国からの通知に沿った対応であるといえることができる。

そうすると、本件処分が、審査請求人に対し医療移送費を支給しないことを決定したものである、又は本件処分は、審査請求人に対し医療移送費を支給しないことを含む趣旨であるといえることはできない。

したがって、本件処分において医療移送費の支給がないことをもって、本件処分を違法又は不当なものといえることはできない。

また、審査請求人は、医療移送費の支給に関して無効切符の添付を求めることをやめること、支給された医療移送費の明細の開示に応じないこと等についても主張しているが、それらの主張は、具体的な処分に対する不服ではなく、本件審査請求の対象とはな

らない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

なお、審査請求人は、医療移送費の明細が開示されていないことを理由に、いずれの時点の交通費が医療移送費として支給されていないか説明できない旨主張しているが、処分庁は、挙証資料が提出されれば医療移送費を支給する準備がある旨述べているから、審査請求人においては、審理員意見書別表（支給済みの医療移送費内訳等が示されたもの）を参照し、挙証資料があるにも係わらず不支給となっている医療移送費がある場合には、処分庁にそれらの挙証資料を提出し、不支給となっている医療移送費の支給を求めることが考えられる。

福岡県行政不服審査会 第 1 部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子